

逗子市知的障がい者等雇用報償金のご案内

逗子市では、知的障がい者や精神障がい者の雇用を促進し、就労の定着を図るため、障がい者を雇用する事業主に、障がい者雇用報償金を支給しています。

【対象となる障がい者】

逗子市内に住所を有する在宅の障がい者で、下記のいずれかに該当する者

- ① 療育手帳の交付を受けている者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③ その他、①、②に準ずる者として市長が認める者

※市の援護を受けている市外のグループホーム等の入居者を含む。

※特定求職者雇用開発助成金の支給を受けている者を除く。

【支給対象となる事業主】

・対象障がい者を3カ月以上雇用しようとする、常時雇用する労働者が100人以下の事業主。

・対象障がい者を3カ月以上雇用しようとする、就労継続支援A型事業所。

※市外の事業主も含む。

【支給額】

対象障がい者1人につき月額30,000円。

※申請をした日の属する月から支給の対象とします。

※対象障がい者が40時間以上勤務した月のみ対象となります。

【支給月】

8月、11月、2月、5月



申請から支給までの流れ

【申請書類の提出】

対象となる障がい者を3カ月以上雇用することが決まったら、逗子市障がい福祉課へ下記書類をご提出ください。

- ① 雇用報償金受給資格認定申請書(第1号様式)
※逗子市ホームページよりダウンロード可能。
- ② 対象障がい者の療育手帳又は精神障害者福祉手帳の写し
- ③ 雇用関係を証する書類
- ④ 勤務時間、給与額等の雇用条件がわかる書類



【雇用報償金支給認定】

市は、受理した申請について、その適否を決定します。

その結果を雇用報償金受給資格認定通知書により、申請者に通知します。



【請求書の提出】

3カ月ごとに、請求書類一式を送付致しますので、必要事項をご記入の上、期日までにご提出ください。



【支払い】

4～6月分:8月 10 日までに支払い
10～12 月分:2月 10 日までに支払い

7～9月分:11 月 10 日までに支払い
1～3月分: 5月 10 日までに支払い

【問い合わせ・書類送付先】

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL 046-873-1111

逗子市障がい福祉課 雇用報償金担当